

平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する
企画等専門調査会における審議結果について

	案件候補／危害要因	審議結果	審議の内容
1	アレルギー物質を含む食品	評価案件候補とする。	○ アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的検証を行うため、自ら評価案件とし、評価方法も含めて総合的に検討すべき。
2	人工甘味料	積極的に情報提供を行う。	○ 個別の人工甘味料については既に添加物として評価済みのため、再度リスク評価を行うのではなく、総合的な情報提供を行うべき。
3	クルクミン	積極的に情報収集、情報提供を行う。	○ リスク評価が困難な部分が多いことから、一般的な健康食品と同様に、特定の食品を大量に摂取しないよう注意喚起する等、積極的に情報収集及び情報提供を行うべき。
4	ジャーサラダ	積極的に情報提供を行う。	○ 一義的にはリスク管理の問題ではあるが、食安委としても、食中毒の注意喚起に際する身近な例として情報提供を行うべき。

※案件候補については、食品安全モニター、専門委員、外部募集等を通じて18件の提案が寄せられ、第16回企画等専門調査会で調査審議を行った結果、上記4件に絞り込まれた。

＜平成27年度＞食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)

- ※1 添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質・汚染物質、微生物・ウイルス、グリオン、かび毒・自然毒等、肥料・飼料等及びその他から選択
- ※2 ①(食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等)、②(委員会に対する文書)、③(外部募集)及び④(その他(委員、専門委員、専門参考人、委員会事務局等による独自の提案))から選択
- ※3 ・項目(4)～(5)は、原則、提案者の記述をそのまま記載し、一部事務局で平仄を揃えている。
・項目(6)～(13)は、提案者からの情報に加え、事務局で追記している。

No.	(1)区分 (※1)	(2)提案者等 (情報源)	(3)要請形式 (※2)	(4)危害要因等	(5)要請内容	(6)危害要因に関する情報	参 考 情 報					
							(7)健康被害発生の情報	(8)健康被害発生の情報	(9)食品健康影響評価	(10)リスク管理措置等	(11)過去の調査・審議	(12)技術的困難性
1	その他	26年度の企画等専門調査会・鬼武専門委員よりの提案を踏まえ、事務局提出	④	アレルギー物質を含む食品	・アレルギー物質を含む食品は、食品表示法に基づき、消費者の健康危害の発生を防止する観点から、平成13年からこれらを含む食品の表示を義務化又は推奨している。 ・また、表示が義務又は推奨となる品目については、消費者庁(2009年までは厚生労働省)が、食物アレルギーによる健康被害調査に基づき設定している。 ・他方、アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしており、アレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって複雑化している現状を鑑み、平成26年6月アレルギー疾患対策基本法が成立した。 ・本法第15条において、国は、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずることされており、食品安全委員会は表示についての科学的検証を行うとされている。 ・また、平成26年度の自ら評価候補の選定において、企画等専門調査会の鬼武委員より、「食物アレルギーの表示の検討においては、食品安全委員会により関連する様々な研究や症例等について科学的な評価を行うべき」旨の提案があり、積極的に科学的知見の収集に努めることになっていたところ。 ・このため、食品安全委員会は、アレルギー物質を含む食品に関する表示について、科学的評価を行うことを検討する必要がある。	＜消費者庁＞ ・平成24年度食品表示に関する試験検査「即時型食物アレルギーによる健康被害、及びアレルギー物質を含む食品に関する試験検査」(抜粋) http://www.cao.go.jp/consumer/history/02/kabusoshiki/syokuhinyouji/doc/130530_shiryou4.pdf ・国内の即時型食物アレルギー患者は、0及び1歳に多く、鶏卵、牛乳及び小麦が三大原因食物である。 ・また、魚類、魚卵、ピーナッツ、甲殻類、果物類等、多彩な原因食物が加齢とともに初発原因食物として認められている。	有		食品安全委員会において、食品表示法に基づき、アレルギー物質を含む食品に関するフランスやカナダ、オーストラリア、ニュージーランド等の海外の状況等の情報収集を行っているほか、キッズボックス等でリスクコミュニケーションを行っている。 キッズボックス「食物アレルギーを知っていますか？」 https://www.fsc.go.jp/snotes/kids-onota/kids-box/kids3.pdf ＜海外＞ 欧州食品安全機関(EFSA) 表示を目的としたアレルギー一性の食品および食品原材料の評価に関する科学的意見書(2014年11月、参考文献約1,500)	H26食物アレルギー	有	・アレルギーを持つ個人の人々の体質、体調等で発症の程度や重症度が異なり、発症機序についても未だ未解明な部分も多く、閾値の定量化等が難しい。 ・発症機序の解明や閾値の設定等には、ヒトにおける試験や、大規模な疫学データ等が必要である。 ・そのため、現在、食物アレルギーの評価に関する科学的知見を収集するため、調査・研究事業を行っているところ。(平成26年度) ・食品摂取により発症する新規アレルギー／アレルギー様反応に関する調査研究(平成27年度) ・食品に対する乳児期のアレルギー一性反応獲得メカニズムと発症リスク評価 ・食品ごとの「IgE抗体の作らせやすさ」を測定する系の樹立に関する研究